SHIKOKU ALLIANCE
四国アライアンス

第117期

定時株主総会
招集ご通知

日時

2020年6月26日（金）午前10時

場所

松山市南堀端町１番地
伊予銀行本店　４階ホール

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、可能な限り書面またはインターネット等により事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。
なおお土産の配布は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限
2020年6月25日（木）
午後5時30分まで

目　次

第117期定時株主総会招集ご通知…… 1
インターネット等による議決権行使のご案内 …… 3

株主総会参考書類
〈会社提案（第１号議案及び第２号議案）〉
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 …… 6
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件……13
〈株主提案（第３号議案及び第４号議案）〉
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名解任の件 ……17
第４号議案　監査等委員である取締役１名解任の件……19

添付書類
事業報告……20
計算書類……44
連結計算書類……47
監査報告書……49

伊予銀行
IYO BANK

証券コード：8385

（証券コード　8385）
2020 年 6 月 4 日

株　主　各　位

松山市南堀端町１番地
株式会社 伊予銀行
取締役頭取　三 好 賢 治

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当行第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面またはインターネット等（３頁～５頁）により事前の議決権行使をしていただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時	2020年６月26日（金曜日）　午前10時（開場時刻：午前９時）
２．場　　所	松山市南堀端町１番地　伊予銀行本店　４階ホール
３．目的事項 報告事項	１．第117期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 ２．第117期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項	＜会社提案（第１号議案及び第２号議案）＞ **第１号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 **第２号議案**　監査等委員である取締役１名選任の件 ＜株主提案（第３号議案及び第４号議案）＞ **第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名解任の件 **第４号議案**　監査等委員である取締役１名解任の件 **第３号議案及び第４号議案は株主さま（１名）からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対いたしております。**

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
●次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
①事業報告の当行の新株予約権等に関する事項
②事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
③計算書類の株主資本等変動計算書
④計算書類の個別注記表
⑤連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
⑥連結計算書類の連結注記表
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。
●事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。

当行ホームページ：https://www.iyobank.co.jp/

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。株主総会参考書類（6頁～19頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。

当日ご出席による議決権行使

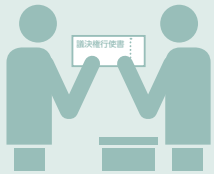

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時

2020年6月26日
（金曜日）
午前10時

書面による議決権行使

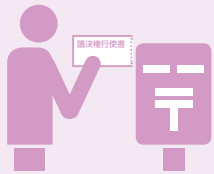

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行　使　期　限

2020年6月25日
（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使

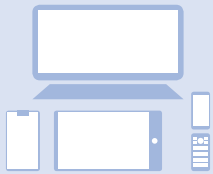

５頁【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、行使期限までにご行使ください。

行　使　期　限

2020年6月25日
（木曜日）
午後5時30分まで

議決権行使書用紙イメージ

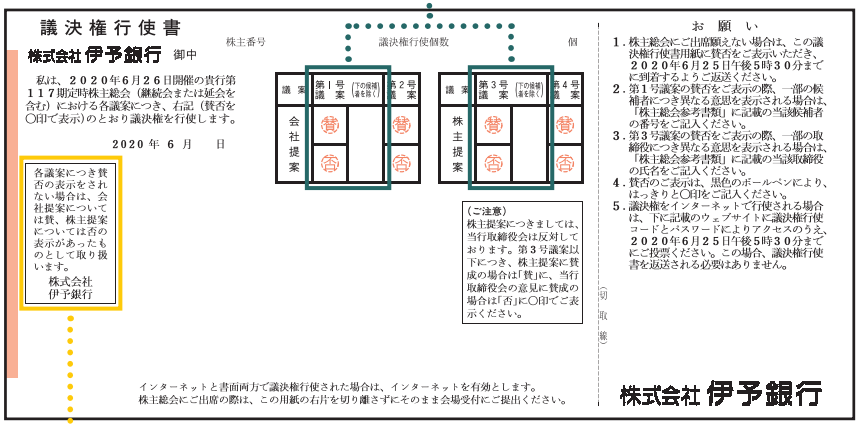

議決権行使書

株式会社 伊予銀行　御中

株主番号　　議決権行使個数　　個

私は、２０２０年６月２６日開催の貴行第１１７期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

２０２０年　６　月　　日

議案	第１号議案	（下の候補者を除く）	第２号議案
会社提案	賛		賛
	否		否

議案	第３号議案	（下の候補者を除く）	第４号議案
株主提案	賛		賛
	否		否

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
株式会社
伊予銀行

（ご注意）
株主提案につきましては、当行取締役会は反対しております。第３号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当行取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

お　願　い

１．株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、２０２０年６月２５日午後５時３０分までに到着するようご返送ください。
２．第１号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
３．第３号議案の賛否をご表示の際、一部の取締役につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該取締役の氏名をご記入ください。
４．賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
５．議決権をインターネットで行使される場合は、「下に記載のウェブサイトで議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、２０２０年６月２５日午後５時３０分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

（切取線）

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株式会社 伊予銀行

第１号議案及び第３号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

書面による議決権行使のご案内

行使期限　2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の「議決権行使書」に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（6頁～19頁）をご参照ください。

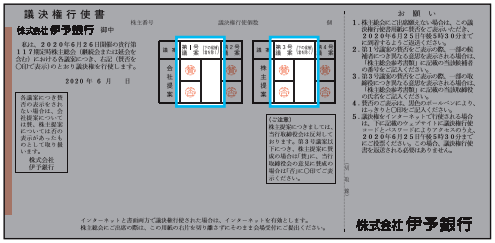

議決権行使書の記載例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

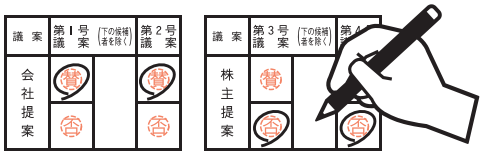

ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

当行取締役会はこちらの立場です。

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

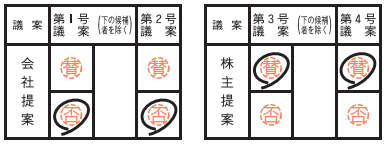

第3号議案及び第4号議案は、株主さま（1名）からのご提案です。**当行取締役会は、これらの議案に反対しております。**詳細は、17頁～19頁をご参照ください。

※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
※ 第1号議案及び第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使期限	議決権行使ウェブサイトアドレス
2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで	https://www.web54.net

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

STEP 01
ログイン

STEP 02
パスワードの入力

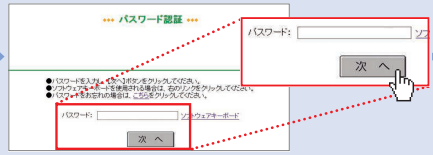

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

[ご注意事項]

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- パソコンと携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について
（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル　[電話] 0120(652)031（受付時間 9：00～21：00）

その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

三井住友信託銀行
証券代行部　[電話] 0120(782)031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

議案及び参考事項

会社提案（第１号議案及び第２号議案）

第１号議案及び第２号議案は、会社提案によるものであります。

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）５名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名						現在の当行における地位等
1	大(おお)	塚(つか)	岩(いわ)	男(お)	男性	再任	取締役会長（代表取締役）
2	三(み)	好(よし)	賢(けん)	治(じ)	男性	再任	取締役頭取（代表取締役）
3	髙(たか)	田(た)	健(けん)	司(じ)	男性	再任	専務取締役（代表取締役）
4	竹(たけ)	内(うち)	哲(てつ)	夫(お)	男性	再任	常務取締役　ＣＩＯ
5	河(こう)	野(の)	治(はる)	広(ひろ)	男性	再任	常務取締役　営業本部長
6	山(やま)	本(もと)	憲(けん)	世(せい)	男性	新任	常務執行役員　本店営業部長

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者

1 大塚岩男（おおつかいわお）

男性　再任

生年月日
1952年4月7日（68歳）
取締役在任年数
13年（本総会終結時）
取締役会への出席状況
14/14 回（100%）
所有する当行の株式数
24,370株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月　当行入行
1995年 7 月　人事部課長
1998年 8 月　郡中支店長
2000年 7 月　高知支店長
2003年 6 月　大分支店長
2006年 8 月　人事部長
2007年 6 月　取締役 人事部長
2008年 6 月　取締役 本店営業部長
2010年 6 月　常務取締役 営業本部長
2011年 6 月　専務取締役
2012年 6 月　取締役頭取
2020年 4 月　取締役会長（現任）

[担当]
●リスク統括部

[重要な兼職の状況]
●公益財団法人えひめ産業振興財団　理事長
●公益社団法人松山法人会　会長
●一般社団法人愛媛県法人会連合会　会長
●松山商工会議所　会頭
●愛媛県商工会議所連合会　会頭

取締役候補者とした理由

当行頭取として長年にわたり経営全般に携わるとともに豊富な経験を有し、銀行の業務全般を熟知しております。こうした経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。

その他取締役候補者に関する特記事項

当行は、大塚岩男氏の重要な兼職先である公益財団法人えひめ産業振興財団、公益社団法人松山法人会、一般社団法人愛媛県法人会連合会、松山商工会議所及び愛媛県商工会議所連合会との間で経常的な金融取引を行っております。

2 三好賢治（みよしけんじ） 男性 再任

生年月日
1959年12月18日（60歳）
取締役在任年数
3年（本総会終結時）
取締役会への出席状況
14/14 回（100%）
所有する当行の株式数
13,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月　当行入行
2004年 3 月　椿支店長
2006年 8 月　広島支店副支店長
2009年 8 月　大阪北支店長
2012年 8 月　資金証券部長
2014年 6 月　執行役員 総合企画部長
2015年 6 月　常務執行役員 総合企画部長
2016年 6 月　常務執行役員 営業本部副本部長
2017年 6 月　常務取締役
2019年 6 月　専務取締役
2020年 4 月　取締役頭取（現任）

[担当]
●秘書室
●東京事務所
●監査部

[重要な兼職の状況]
●一般社団法人愛媛県銀行協会　会長

取締役候補者とした理由

営業店長、市場部門、企画部門及び営業部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務全般に精通しております。また当行頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

その他取締役候補者に関する特記事項

三好賢治氏は、一般社団法人愛媛県銀行協会の会長であり、当行と同協会との間で経常的な金融取引を行っております。

3 髙田 健司（たかた けんじ） 男性 再任

生年月日
1955年11月15日（64歳）

取締役在任年数
10年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
14/14 回（100%）

所有する当行の株式数
23,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4 月　当行入行
1998年 2 月　審査第１部課長
2000年 7 月　大阪支店副支店長
2003年 7 月　三島支店長
2006年 8 月　大分支店長
2008年 8 月　営業統括部長
2010年 6 月　取締役 営業統括部長
2012年 6 月　取締役 本店営業部長
2014年 6 月　常務取締役
2016年 6 月　常務取締役 営業本部長
2018年 4 月　常務取締役
2018年 6 月　専務取締役（現任）

[担当]
●総務部
●審査部
●シップファイナンス部
●個人ローンセンター
●企業コンサルティング部
●融資管理室
●不動産調査室
●お客さまサービス向上室

取締役候補者とした理由

営業店長、営業部門及び審査部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

その他取締役候補者に関する特記事項

髙田健司氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

4 竹内哲夫（たけうち てつお） 男性 再任

生年月日
1957年7月18日（62歳）

取締役在任年数
8年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
14/14 回（100%）

所有する当行の株式数
12,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月　当行入行
1999年 8 月　本店営業部課長
2001年 8 月　人事部課長
2005年 7 月　福岡支店長
2008年 2 月　システム部部付部長
2009年 8 月　システム部長
2011年 6 月　取締役 システム部長
2015年 6 月　常務執行役員 システム部長
2016年 6 月　常務取締役 ＣＩＯ（現任）

[担当]
●総合企画部
●広報ＣＳＲ室
●人事部
●事務統括部
●システム部
●国際部
●資金証券部
●コンプライアンス統括部

[重要な兼職の状況]
●株式会社ダイキアクシス　取締役監査等委員

取締役候補者とした理由

営業店長、事務管理部門、システム部門及び人事部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。また、2011年6月から2015年6月までは取締役を務め、その職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1．竹内哲夫氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2．竹内哲夫氏は、2015年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役を退任し、常務執行役員に就任しておりました。

5 河野治広（こうの はるひろ） 男性 再任

生年月日
1958年10月26日（61歳）

取締役在任年数
6年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
13/14 回（92.9%）

所有する当行の株式数
17,760株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月　当行入行
2002年 7 月　牛渕支店長
2004年 7 月　呉支店長
2007年 8 月　三津浜支店長
2009年 8 月　岡山支店長
2012年 6 月　取締役 営業統括部長
2014年 6 月　取締役 新居浜支店長
2015年 4 月　取締役 新居浜グループ長兼新居浜支店長
2015年 6 月　常務執行役員 新居浜グループ長兼新居浜支店長
2017年 6 月　常務取締役
2018年 4 月　常務取締役 営業本部長（現任）

[担当]
●営業本部（営業戦略部、コンサルティング営業部、ダイレクト営業部、地域創生部）
●市場営業室

取締役候補者とした理由

営業店長及び営業部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。また、2012年6月から2015年6月までは取締役を務め、その職責を適切に果たしておりました。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1．河野治広氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2．河野治広氏は、2015年6月監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役を退任し、常務執行役員に就任しておりました。

6 山本憲世（やまもと けんせい）

男性　新任

生年月日
1962年12月26日（57歳）

取締役在任年数
－

取締役会への出席状況
－

所有する当行の株式数
5,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月　当行入行
2005年 2 月　人事部課長
2007年 2 月　営業統括部課長
2011年 2 月　本町支店長
2013年 8 月　ソリューション営業部長
2015年 5 月　八幡浜グループ長兼八幡浜支店長
2015年 6 月　執行役員　八幡浜グループ長兼八幡浜支店長
2017年 6 月　常務執行役員　営業本部副本部長兼営業戦略部長兼営業戦略部ビジネスサポートセンター長
2018年 8 月　常務執行役員　本店営業部長（現任）

取締役候補者とした理由

営業店長及び営業部門等の豊富な業務経験を有し、銀行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を取締役として活かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

その他取締役候補者に関する特記事項

山本憲世氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役１名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

三好潤子（みよしじゅんこ）　女性　再任　社外　独立

生年月日
1947年12月８日（72歳）
取締役在任年数
４年（本総会終結時）
取締役会への出席状況
14/14回（100%）
監査等委員会への出席状況
15/15回（100%）
所有する当行の株式数
6,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年10月　アビリティーセンター株式会社入社
1987年８月　同社代表取締役専務
1990年10月　同社代表取締役社長
2016年６月　当行取締役監査等委員（現任）
2018年６月　アビリティーセンター株式会社　会長（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］
●アビリティーセンター株式会社　会長

社外取締役候補者とした理由

人材派遣業の創業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言をいただくことを期待しております。また、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進等に対して大きく貢献していただけると判断し、取締役候補者としました。

その他取締役候補者に関する特記事項

1．三好潤子氏は、アビリティーセンター株式会社の会長であり、当行は同社との間で経常的な金融取引を行っております。また、当行グループは同社との間に人材派遣契約を締結しておりますが、取引額は当行経常利益及び同法人の売上高の2%未満であります。いずれも、当行の社外取締役の独立性基準（15頁）を満たしております。
2．当行は、三好潤子氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。三好潤子氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。
3．当行は東京証券取引所に対し、三好潤子氏を独立役員（社外取締役）として届け出しております。本議案が承認され、三好潤子氏が引き続き監査等委員である取締役に再任された場合は、独立役員（社外取締役）の届け出を継続します。

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者
独立　証券取引所届出独立役員

（ご参考）
選任後の監査等委員会の構成（予定）

氏　名			現在の当行における地位及び重要な兼職の状況
平野志郎（ひらの しろう）	男性		監査等委員である取締役（常勤）
佐伯要（さえき かなめ）	男性	社外 独立	監査等委員である取締役 株式会社伊予鉄グループ 代表取締役会長 松山総合開発株式会社 代表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社 代表取締役社長
市川武志（いちかわ たけし）	男性	社外 独立	監査等委員である取締役 弁護士法人松山中央法律事務所 所長
柳澤康信（やなぎさわ やすのぶ）	男性	社外 独立	監査等委員である取締役 学校法人加計学園 岡山理科大学 学長
三好潤子（みよし じゅんこ）	女性	社外 独立	監査等委員である取締役 アビリティーセンター株式会社 会長
上甲啓二（じょうこう けいじ）	男性	社外 独立	監査等委員である取締役

社外　社外取締役　　独立　証券取引所届出独立役員

※監査等委員である取締役の任期は２年であり、平野志郎氏、佐伯要氏、市川武志氏、柳澤康信氏及び上甲啓二氏は2019年６月開催の第116期定時株主総会において選任され就任しております。

（ご参考）当行社外取締役の独立性基準

取締役会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。なお、形式的に以下の事項に該当する場合でも、独立役員に適すると考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1．当行または当行のグループ会社（親会社、子会社及び関連会社、以下同じ。）の業務執行者（会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人、その他法人ならびに団体の業務を執行する役員、理事、使用人及びこれらに類する者として業務を執行する者、以下同じ。）である者及びその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2．当行を主要な取引先（以下の（1）または（2）に該当）とする者またはその業務執行者
　（1）当行からの借入が最も多く、かつ、債務者区分が要管理先以下であるなど資金調達に関して当行に代替性がない程度に依存していること
　（2）借入以外の通常の商取引については、当行との取引額が当該取引先の売上高（複数の会社等の業務執行者である場合には各会社の売上高）の２％超であること
3．当行の主要な取引先（当行の経常収益の２％超の取引）またはその業務執行者
4．当行から、役員報酬以外に一定額（過去３事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の２％のいずれか大きい方の金額）を超える報酬を得ている者（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタント）、または当該団体に所属する者
5．当行から、一定額（過去３事業年度の平均で年間1,000万円または当該団体の総収入の２％のいずれか大きい方の金額）を超える寄付金を得ている団体の業務執行者
6．その就任の前５年以内において上記２から５に掲げる者に該当していた者
7．下記に掲げる者の配偶者または２親等以内の親族及び生計を一にする者
　（1）当行または当行のグループ会社の重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役員、部長及びこれらに類する重要な業務を執行する者、以下同じ。）
　（2）上記２から５に掲げる者のうち重要な業務執行者にあたる者

株主提案（第３号議案及び第４号議案）

第３号議案及び第４号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主さま(１名)の議決権の数は、310個であります。

各議案の「提案理由」は、一部法人名を仮名で表示したほか、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、株主さま（１名）からご提案をいただいており、上記を踏まえた検討の結果、ご提案全てを掲載しております。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名解任の件

１．提案内容

（1）取締役専務　髙田　健司氏を解任する。
（2）取締役常務　河野　治広氏を解任する。
（3）取締役常務　竹内　哲夫氏を解任する。

２．提案理由

（1）取締役専務　髙田　健司氏　解任理由

①株価の下落を定着させ、株主に対し多大な損害を与えた件。2019年３月期600円台。2020年３月は392円の低価格を記録。役員として収益と経費削減感覚を期待できない件。

②伊予銀の稼ぐ力が弱まり続ける現状を直視しない経営感覚。未だ地銀無風状態感覚のまま。その端的な表れが「ひめ銀に後れを取った、山口銀行と提携した件。」人口減少と経済低迷であえぐ「四国アライアンス」だけでは伊予銀の未来展望はない件。

③高知市の法人ＡはＨ24年度からＨ28年度まで収益無し。Ｈ29年度は単年度黒字。Ｈ30年度収益無し。また財産目録はＨ28年からＨ29度の単年度黒字を含めＨ30年度まで３年連続債務超過となっている。決算書の内容に対し、何ら効果的な対策を講じなかった件。

④高知市の法人Ａに対する融資関係で2019年３月18日某エージェントとを通じ貸付金回収困難の状況下にも拘わらず貸付増額金約40億円を容認した件。

（2）取締役常務　河野　治広氏　解任理由

①ＲＯＡコア業務純利益が減少となり減益に歯止めがかからない。伊予銀の総資産活用が不十分と認められる件。

②株式低迷の為、伊予銀行時価総額の引き上げに対する努力が認められない件、株価低迷の件、低配当金の件。

③高知市の法人ＡはＨ24年度からＨ28年度まで収益無し。Ｈ29年度は単年度黒字。Ｈ30年度収益無し。また財産目録はＨ28年からＨ29度の単年度黒字を含めＨ30年度まで３年連続債務超過となっている。銀行業務に精通している理由で役員となった方が決算書の内容に対し、何ら効果的な対策を講じなかった件

④高知市の法人Ａに対する融資関係で2019年３月18日某エージェントとを通じ貸付金回収困難な状況下にも拘わらず貸付増額金約40億円を協調融資した件。不良債権を減少させ健全な経営ビジョンが全く感じられない件。

(3) 取締役常務　竹内　哲夫氏　解任理由

①今期決算予測から推測すると「人口減少・経済低迷」の四国地区に胡坐をかき、危機管理意識に乏しく経費削減には汗をかいた傾向も見えない。全く未来の銀行経営のビジョンも見えない件。

②歯止めがきかない株価低迷が未来を物語っている。株主の資本金の減少に歯止めがきかなく打つ手なしの悲惨な現状である件。

③高知市の法人ＡはＨ24年度からＨ28年度まで収益無し。Ｈ29年度は単年黒字。Ｈ30年度収益無し。また財産目録はＨ28年からＨ29度の単年度黒字を含めＨ30年度まで３年連続債務超過となっている。決算書内容に対して何ら効果的な対策を講じなかった件。及び経費削減の努力も全く見えない件。

④伊予銀行の中長期的な企業価値の向上に貢献することは出来ない。コワ業務利益は減少傾向であり、人事部門等の豊富な業務経験がいかされているとは思えない。支店統合や経費削減が全く感じられない件。

第３号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

専務取締役　髙田健司、常務取締役　河野治広及び常務取締役　竹内哲夫の３氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験や見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などの点において、当行グループの中長期的な企業価値の向上に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

第４号議案　監査等委員である取締役１名解任の件

１．提案内容

取締役監査等委員である佐伯　要氏を解任する。

２．提案理由

監査役とは「株主の利益を侵害する融資先を厳しく監視、また取締役に対し厳しい助言が最大の役目である。その役目も果たさず、株主利益を侵害する高知市の法人Ａの決算内容。Ｈ24年度からＨ28年度まで収益無し。Ｈ29年度は単年度黒字。Ｈ30年度収益無し。また財産目録はＨ28年からＨ29度の単年度黒字を含めＨ30年度まで３年連続の債務超過となっている。決算書を精査する職務上の義務が存在するにも拘わらずその職務を遂行しているとは認められない件。経費削減と支店統合等の費用対効果の助言は全くなしの件。また社外監査等委員会のメンバーである取締役としての「斬新・厳しさ」機能が全く果たされていない件。

第４号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役監査等委員　佐伯要氏は、取締役監査等委員就任以来、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保及び経営の監視・監督の見地から適切な提言を行っており、十分にその職責を果たしております。

以 上

添付書類

第117期（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

＜当行の主要な事業内容＞

当行は、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務及び信託業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。また、ビジネスマッチング・事業承継・Ｍ＆Ａ等の支援を中心とするコンサルティング業務にも積極的に取り組んでおります。

＜金融経済環境＞

当期のわが国経済は、世界経済の減速を背景に輸出が伸び悩む一方、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は消費税率引き上げの影響を受けながらも持ち直しの動きがみられました。しかしながら、年度末にかけて発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済環境は一変し、世界的な景気の下振れ懸念が強まりました。

愛媛県経済は、新設住宅着工件数の増加による住宅投資や西日本豪雨の復旧・復興に伴う公共投資の増加が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地域経済の停滞が予想され、先行きは不透明な状況であります。

＜事業の経過及び成果＞

このような情勢のもと、当行は、お客さまへの感謝の心を行動の原点に、お客さまニーズにお応えする商品・サービス等のご提供と態勢整備に努め、「10年先も必要とされる銀行」を目指し、業容の拡大と収益力の強化に努めてまいりました。

【地域活性化への取組み】

「地域とともに持続的に発展する」という思いから、地域活性化に関する様々な施策を展開し、お客さまの豊かさの実現や事業の発展に向けたお手伝いに取り組んでまいりました。

まちづくりや観光振興の取組みにつきましては、本年２月に、一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、マネジメント型まちづくりファンド「大洲まちづくりファンド有限責任事業組合」を設立いたしました。このファンドは、大洲市で町家・古民家等をリノベーションにより活用し、宿泊施設や飲食施設及び物販施設等を整備・運営する事業を対象に投資を行うもので、事業のサポートを通じて、地域経済の活性化への取組みを推進しております。

お客さまの創業、成長支援に関する取組みにつきましては、成約手数料の一部を当行が補助する「クラウドファンディング事業」に取り組み、地域のお客さまの創業・成長支援に努めるとともに、四国の地方銀行４行が連携する「四国アライアンス」においても、本年２月に、「第３回 四国アライアンス ビジネスプランコンテスト」を開催し、四国地域における起業・創業意識の向上、創造的なビジネスプランを持つ方の事業化支援に継続して取り組んでおります。

お客さまの事業継続体制の構築に向けた取組みにつきましては、昨年７月に「四国アライアンス」の枠組みを活かし、自然災害や緊急事態に備えた「ＢＣＰ（事業継続計画）策定セミナー」を四国４県において開催いたしました。また、本年３月には、日本政策投資銀行と「災害対策業務協力協定」を締結し、新型コロナウイルス感染症や自然災害等により影響を受けられた、または災害対策を検討されているお客さまの経営サポートに取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響による支援に向けた取組みにつきましては、国内全営業店での相談窓口や休日電話受付窓口の設置及び関係機関との緊密な連携による対策融資の取扱い等、お客さまのために万全の態勢で取り組んでおります。

【本部組織】

本部組織につきましては、昨年８月に、デジタル技術を活用し、新たな金融サービスを企画・推進することを目的に、「営業戦略部」内に「デジタル推進室」を新設いたしました。また、保健師による保健指導やメンタルヘルス対策を強化する等、職員の健康増進体制の高度化に取り組むことを目的に、「人事部」内に「健康経営推進室」を新設いたしました。

さらに、本年２月には、営業店の融資関連事務を可能な限り本部に集中させることで、営業店職員の「判断業務」や「営業活動」の時間を創出し、お客さま応対力等の向上を図ることを目的として、「審査部」内に「融資サポートセンター」を新設いたしました。

【店舗・ＡＴＭ】

店舗につきましては、国内13都府県に地方銀行中第１位の広域店舗ネットワークを展開しつつ、お客さまにより快適にご利用いただけるよう、「事務中心の場」から「お客さまの課題を解決する場」への転換を目指しております。

新機能及び新サービスを導入した次世代型店舗につきましては、現金取引や税金納付等がセミセルフで行える「さっと窓口」を62店舗（年度末現在）に設置するとともに、お客さまの様々なご相談に対応する「相談ブース」を拡充する等、店舗環境の充実と受付体制の強化に努めてまいりました。昨年８月には、西予市役所明浜支所内に「高山支店」（行政庁舎内店舗として４か店目）を移転させるといった店舗づくりにも取り組んでおります。

また、店舗でのお手続きをタブレットで行える「ＡＧＥＮＴシステム」に、チャット形式の「３分トーク」によりお客さまの課題をお聴きすることで、お客さま１人ひとりに応じた最適な情報を提供する「傾聴機能」を搭載しております。さらに、事業所さま向け帳票事前作成サービス「ＡＧＥＮＴ ｆｏｒ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ」を導入し、これまで手書きにて作成していた入金・出金や普通預金口座開設の伝票作成を、事業所さまご自身のパソコンにて事前作成可能

とする等、事務作業の効率化に取り組んでおります。当システムは、お客さまの利便性向上につながる仕組みが国内外で高く評価され、昨年９月には、アジア全域で優れた顧客体験を実現した企業に贈られる国際的な賞である「ＣＸ ＡＳＩＡ ＥＸＣＥＬＬＥＮＣＥ ＡＷＡＲＤＳ 2019」において２部門で受賞するとともに、10月には、「2019年度グッドデザイン賞」を受賞いたしました。

店外キャッシュコーナーにつきましては、愛媛県内では最多の211か所に設置（年度末現在、コンビニＡＴＭを除く）しておりますほか、四国の地方銀行（阿波銀行、百十四銀行、四国銀行）、広島銀行、山陰合同銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会及び愛媛県内の農業協同組合と提携して「他行ＡＴＭご利用手数料無料サービス」を実施しております。

【商品・サービス等】

融資商品につきましては、昨年８月より、事前に定めた地点で一定の降水量を観測した場合、予め定めた割合で借入元本を免除いたしますとともに、免除後も融資枠の範囲内で資金調達ができる「水害対策融資」の取扱いを開始し、お客さまのＢＣＰや自然災害リスク対策のサポートに取り組んでおります。

コンサルティングサービスにつきましては、「ものづくり支援チーム」を中心に、知的財産を切り口とした経営支援や、弁理士をはじめとする専門機関の皆さまと連携した各種セミナーの開催等、お客さまの知財活用・知財経営のサポートに努めてまいりました。この取組みが評価され、本年１月に、日本弁理士会主催の「第６回知的財産活用表彰」において、「知的財産活用支援奨励賞（金融サポート部門）」を四国の企業で初めて受賞しております。

デジタル技術を活用した取組みにつきましては、Ｆｉｎｔｅｃｈ企業と当行システムをつなぐＡＰＩ連携を進めており、昨年５月に、銀行・証券口座が一元管理できる「Ｍｏｎｅｙｔｒｅｅ」と連携を開始するとともに、９月には、当行の残高照会アプリ「Ｍｏｎｅｙ Ｍａｎａｇｅｒ」をリニューアルして、新たに定期預金、投資信託

及びローン残高照会が可能となる等、資産形成・資産管理をサポートする様々なサービスの拡充に努めてまいりました。また、12月には、取引明細データの取得や仕訳を自動化し、会計業務等の効率化を実現する「Ｍｏｎｅｙ　Ｆｏｒｗａｒｄ　クラウド」と連携を開始し、事業者さま向けサービスの拡充にも努めております。

さらに、昨年11月には、スマートフォンで住宅ローンのお申込みができる「ＨＯＭＥ」を導入し、チャット形式で選択肢を選び、必要書類を撮影するだけでお申込み手続きが行え、契約時についても電子署名が可能となりました。引き続き、より簡単・便利にご利用いただけるよう、デジタル技術を積極的に活用していくとともに、付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

【ＳＤＧｓへの取組み】

当行の企業理念であります「潤いと活力ある地域の明日を創る」の実現に向けて、銀行の本来業務である金融機能の発揮のほか、国際連合で採択された国際社会全体の目標であるＳＤＧｓへの取組みを進めてまいりました。昨年７月には、ＳＤＧｓの達成に貢献し、地域の社会・環境課題の克服に取り組むため、「いよぎんＳＤＧｓ宣言」を制定いたしました。

『地域経済・社会』への取組みにつきましては、「公益財団法人伊予銀行社会福祉基金」による奨学金・福祉機器の贈呈等を継続的に行うことで社会福祉活動に取り組むとともに、地方公共団体との連携強化を図るなか、昨年９月には、当行別府支店開設100周年に合わせ、別府市と「観光振興連携協力に関する協定」を締結し、観光振興を軸とした地域活性化に努めております。

また、昨年10月には、社債発行手数料の一部を活用し、発行企業の皆さまが福利厚生の充実のために購入する物品費用を一部補助する福利厚生応援私募債「会社の未来」や、ＳＤＧｓの達成に向けて取り組まれる皆さまを対象にクーポンレートを優遇する「ＳＤＧｓ私募債」の取扱いを開始する等、『金融・情報サービス』を通じた持続可能な地域社会の実現に向けた取組みを進めております。さらに、

本年１月には、地域ＥＳＧ金融の普及促進のため、お客さまが発行するグリーンボンドへの投資のためのシンジケートローンを地方銀行として初めて組成いたしました。これらの取組みが評価され、本年２月に、環境省主催の「ＥＳＧファイナンス・アワード・ジャパン（融資部門）」にて銅賞を受賞しております。

『強固な経営基盤』の構築に向けた取組みにつきましては、当行は「監査等委員会設置会社」として、社外取締役が取締役の３分の１以上を占め、監査・監督機能の強化、取締役会の活性化を図ってまいりましたほか、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策へ適切に対応するためのＡＭＬプログラムを策定し、システムの高度化や継続的な顧客管理の実施などに対して計画的に取り組んでおります。

『ダイバーシティ・働き方改革』への取組みにつきましては、昨年４月に締結した「ＲＰＡ先進都市まつやまの実現に向けた連携協定」に基づく取組みとして、８月に「ＲＰＡ活用による働き方改革セミナー」を開催し、ＲＰＡ活用による生産性向上を図り、お客さまの働き方改革に向けた取組みも進めております。

『環境保全』への取組みにつきましては、公益信託伊予銀行環境基金「エバーグリーン」による助成に取り組むほか、愛媛県内４か所で森林づくりを実施する「伊予銀行エバーグリーンの森」活動を地域の皆さまと行う等、積極的な環境保全活動を行っております。

【株主さまご優待制度】

株主さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方に当行株式を保有していただくことを目的として、株主さまご優待制度を導入いたしております。

本制度は、毎年３月31日現在の株主名簿に記載又は記録された100株以上1,000株未満の株主さまには「優待品（今治タオル）」を、1,000株以上の株主さまには「株主さまご優待定期預金」、「愛媛県特産品又はＴＳＵＢＡＳＡアライアンス共同企画特産品」及び「日本赤十字社への寄付」のうち、いずれか１つをご選択いただくも

のとなっております。

【ＩＲ活動・格付等】

経営の透明性確保に向けた取組みにつきましては、昨年６月及び12月に、東京においてアナリスト・機関投資家向け「決算説明会」、７月には、愛媛県内６か所（松山、今治、新居浜、四国中央、八幡浜、宇和島）において、「伊予銀行決算説明会＆特別講演会」を開催し、積極的なディスクロージャーに努めてまいりました。

また、株主さま、お取引先、投資家の皆さまに、当行の経営内容をより深くご理解いただくため、株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）から「ＡＡ」、海外の格付会社であるスタンダード＆プアーズ（Ｓ＆Ｐ）から「Ａ」、株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）から「Ａ＋」の格付をそれぞれ取得し、高い評価を受けております。さらに、本年１月には、Ｒ＆Ｉからお客さま本位の業務運営を評価する「顧客本位の投信販売会社評価」として、当行において「Ａ＋」、当行のグループ会社であります四国アライアンス証券株式会社においても「Ａ＋」の格付を取得しております。

【コンプライアンス（法令等遵守）・リスク管理】

コンプライアンス（法令等遵守）に関する取組みにつきましては、本年３月に、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」への登録等、内部通報制度を充実させる取組みにより法令等遵守態勢の強化を図っております。

リスク管理につきましては、経営管理の枠組みとしてリスクアペタイト・フレームワークの高度化に取り組んでおり、定期的な議論、モニタリング等を通じて、バランスの取れた持続的成長と健全性の確保に努めております。また、南海トラフ巨大地震や豪雨災害等の自然災害、新型コロナウイルス等の感染症蔓延、サイバー攻撃等に対して適切に対処するために継続的な業務継続態勢の見直しを実施しております。

以上のような取組みのなかで、株主の皆さまならびにお取引先の皆さまから力強いご支援を賜りますとともに、伊予銀行グループの総力を結集して業務に精励いたしました結果、次のような業績を収めることができました。

【業績面】

預 金 等

譲渡性預金を含めた預金等の期末残高は、前年度末比417億円増加して５兆7,543億円となりました。

貸 出 金

貸出金の期末残高は、前年度末比2,058億円増加して４兆7,566億円となりました。

有価証券

有価証券の期末残高は、前年度末比1,343億円増加して１兆7,076億円となりました。

総 資 産

総資産の期末残高は、前年度末比6,241億円増加して７兆7,649億円となりました。

損益状況

経常収益は、貸出金利息の増加により資金運用収益が増加した一方、株式等売却益の減少によりその他経常収益が減少したことなどから、前年度比８億24百万円減少して1,063億98百万円となりました。また、経常費用は、資金調達費用が増加した一方、国債等債券売却損の減少によりその他業務費用が減少したことなどから、前年度比10億57百万円減少して798億16百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比２億32百万円増加して265億81百万円となりました。また、当期純利益は、前年度比２億40百万円増加して185億２百万円となりました。

なお、バーゼルⅢ基準（国際統一基準）による連結総自己資本比率は14.85％となりました。

＜当行の対処すべき課題＞

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内外経済活動の停滞やマーケットの下落等、様々な領域へ甚大な影響が及んでおります。また、少子高齢化や人口減少に伴う経済・社会構造の変化、デジタルイノベーションの急速な進展等により、当行を取り巻く経営環境は大きく変化しております。

このような状況の時にこそ、当行の使命である「潤いと活力ある地域の明日を創る」という企業理念のもと、お客さまの抱える不安や課題に真摯に向き合い、お客さまの支援に全力を尽くしてまいります。

本年は、2018年４月にスタートさせました2018年度中期経営計画の最終年度であります。「Ｄｉｇｉｔａｌ－Ｈｕｍａｎ－Ｄｉｇｉｔａｌ Ｂａｎｋ」を当行の目指す姿として、デジタル技術を徹底的に駆使し、お客さまの利便性・生産性の向上に努めるとともに、「人」にしかできない価値提供能力を磨き上げることで、「瀬戸内圏域お客さま満足度Ｎｏ.１の金融サービスグループ」を目指し、新しい時代を地域の皆さまとともに歩み、成長してまいります。

引き続き、健全経営に徹するとともに経営体力を一層強化し、ふるさとの総合金融機関として、「持続可能な活力ある地域社会の実現」に向け邁進してまいりますので、皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申しあげます。

（2）財産及び損益の状況

（単位　億円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	50,068	50,996	52,471	52,656
定期性預金	21,719	20,894	20,909	20,353
その他	28,348	30,101	31,562	32,303
貸出金	40,433	42,926	45,508	47,566
個人向け	9,949	10,240	10,724	11,243
中小企業向け	19,988	21,287	22,736	24,026
その他	10,495	11,399	12,047	12,296
商品有価証券	5	4	3	7
有価証券	17,371	18,100	15,733	17,076
国債	6,420	5,814	4,444	3,350
地方債	2,280	2,452	2,526	2,663
その他	8,671	9,833	8,762	11,062
総資産	68,224	70,597	71,407	77,649
内国為替取扱高	334,678	339,649	351,095	364,835
外国為替取扱高	百万ドル 19,509	百万ドル 18,941	百万ドル 20,228	百万ドル 22,646
経常利益	百万円 33,060	百万円 32,923	百万円 26,349	百万円 26,581
当期純利益	百万円 21,414	百万円 22,662	百万円 18,262	百万円 18,502
1株当たり当期純利益	円　銭 67　72	円　銭 71　64	円　銭 57　71	円　銭 58　45
信託財産	6	6	6	5
信託報酬	百万円 2	百万円 3	百万円 3	百万円 2

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

3．連結業績の推移は、下記のとおりであります。

（単位　億円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,172	1,209	1,262	1,265
経常利益	354	360	286	294
親会社株主に帰属する当期純利益	217	236	185	189
包括利益	266	412	63	292
純資産額	6,090	6,463	6,483	6,718
総資産	68,492	70,966	71,656	77,955

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,941人	2,981人
平均年齢	38年 5月	37年 11月
平均勤続年数	15年 5月	15年 0月
平均給与月額	380千円	374千円

（注）1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数は、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末	前年度末
愛媛県	116店（うち出張所　7）	116店（うち出張所　7）
香川県	5　（　—）	5　（　—）
高知県	1　（　—）	1　（　—）
徳島県	1　（　—）	1　（　—）
福岡県	2　（　—）	2　（　—）
大分県	6　（　—）	6　（　—）
山口県	1　（　—）	1　（　—）
広島県	5　（　—）	5　（　—）
岡山県	3　（　—）	3　（　—）
兵庫県	2　（　—）	2　（　—）
大阪府	3　（　—）	3　（　—）
愛知県	1　（　—）	1　（　—）
東京都	2　（　—）	2　（　—）
国内計	148　（　7）	148　（　7）
シンガポール	1　（　—）	1　（　—）
海外計	1　（　—）	1　（　—）
合計	149　（　7）	149　（　7）

（注）1．上記のほか、インターネット支店を１店舗設置しております。
2．上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
海外駐在員事務所	2か所	2か所
店舗外現金自動設備	49,279か所	49,504か所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備（以下、コンビニＡＴＭという）49,068か所（前年度末49,288か所）を含んでおります。

ロ　当年度新設営業所

該当事項はありません。

（注）当年度において店舗外現金自動設備を下記のとおり２か所新設、７か所廃止いたしました（除く、コンビニＡＴＭ）。

【新設】	伊方支店	瀬戸出張所	（愛媛県西宇和郡伊方町）
	新居浜支店	登道出張所	（愛媛県新居浜市）
【廃止】	三島支店	三島医療センター共同出張所	（愛媛県四国中央市）
	川之江支店	イオン川之江店出張所	（愛媛県四国中央市）
	本町支店	山越出張所	（愛媛県松山市）
	本町支店	サニーマート衣山店出張所	（愛媛県松山市）
	波止浜支店	波止浜スーパーハッピープラザ店出張所	（愛媛県今治市）
	大洲支店	愛媛県大洲庁舎共同出張所	（愛媛県大洲市）
	近永支店	鬼北町立北宇和病院共同出張所	（愛媛県北宇和郡鬼北町）

ハ　銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

（5）設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位　百万円）

設備投資の総額	5,675

ロ　重要な設備の新設等

（単位　百万円）

内容	金額
むさしの寮　新築	541
第２にしき寮　新築	498

（6）重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いよぎんリース株式会社	愛媛県松山市大手町２丁目５番地41	各種リース業務 融資業務	1974年9月26日	80百万円	45.00%	——
株式会社いよぎんコンピュータサービス	愛媛県松山市高砂町２丁目２番５号	情報処理受託業務 ソフトウェア開発業務	1975年1月20日	10百万円	50.00%	——
いよぎん保証株式会社	愛媛県松山市三番町４丁目12番地１	住宅ローン・消費者ローンの債務保証業務	1978年9月28日	30百万円	5.00%	——
いよぎんビジネスサービス株式会社	愛媛県松山市南堀端町１番地	現金整理・精査業務 大口集金業務 現金自動設備の保守管理業務	1979年12月24日	10百万円	100.00%	——
いよぎんキャピタル株式会社	愛媛県松山市南堀端町１番地	株式・社債等への投資業務 投資ファンドの運営	1985年8月1日	320百万円	5.00%	——
株式会社いよぎん地域経済研究センター	愛媛県松山市三番町５丁目10番地１	産業・経済・金融に関する調査研究業務 経営相談業務 研修等の教育サービス業務	1988年4月1日	30百万円	15.00%	——
株式会社いよぎんディーシーカード	愛媛県松山市三番町４丁目12番地１	クレジットカード業務 保証業務	1988年8月29日	50百万円	5.00%	——
四国アライアンス証券株式会社	愛媛県松山市三番町５丁目10番地１	証券業務	2012年2月2日	3,000百万円	100.00%	——
株式会社いよぎんChallenge&Smile	愛媛県松山市高砂町２丁目２番５号	事務用品等の作成業務	2018年4月2日	10百万円	100.00%	——
いよベンチャーファンド４号投資事業有限責任組合	愛媛県松山市南堀端町１番地	ベンチャー企業への投資業務	2015年7月1日	500百万円	—%	——
いよベンチャーファンド５号投資事業有限責任組合	愛媛県松山市南堀端町１番地	ベンチャー企業への投資業務	2018年1月4日	500百万円	—%	——
いよベンチャーファンド６号投資事業有限責任組合	愛媛県松山市南堀端町１番地	ベンチャー企業への投資業務	2018年7月2日	1,000百万円	—%	——
いよエバーグリーン６次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合	愛媛県松山市南堀端町１番地	６次産業化事業体への投資業務	2013年4月30日	484百万円	—%	——

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合	愛媛県松山市南堀端町１番地	農業法人への投資業務	2014年9月18日	191百万円	―%	――
いよエバーグリーン農業応援ファンド２号投資事業有限責任組合	愛媛県松山市南堀端町１番地	農業法人への投資業務	2020年2月4日	―百万円	―%	――
いよエバーグリーン事業承継応援ファンド投資事業有限責任組合	愛媛県松山市南堀端町１番地	事業承継先への投資業務	2014年10月1日	269百万円	―%	――

（注）１．資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．連結対象子会社は上記の重要な子会社等16社であり、持分法適用会社は該当ありません。なお、当連結会計年度の経常収益は126,506百万円（前年度比220百万円の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は18,922百万円（前年度比395百万円の増加）となりました。
３．いよエバーグリーン農業応援ファンド２号投資事業有限責任組合は、2020年２月４日に設立いたしました。

重要な業務提携の概況

１．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

２．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

３．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4．株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北越銀行及び株式会社武蔵野銀行との間で、ＴＳＵＢＡＳＡアライアンスに関する基本合意書を締結しております。なお、2019年５月22日に、新たに株式会社滋賀銀行が参加しております。

5．株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行４行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
大　塚　岩　男	代表取締役頭取 （秘書室、東京事務所、監査部担当）	一般社団法人愛媛県銀行協会会長 公益財団法人えひめ産業振興財団　理事長 公益社団法人松山法人会　会長 一般社団法人愛媛県法人会連合会　会長 松山商工会議所　会頭 愛媛県商工会議所連合会　会頭	
髙　田　健　司	代表取締役専務 （審査部、シップファイナンス部、個人ローンセンター、企業コンサルティング部、融資管理室、不動産調査室担当）		
三　好　賢　治	代表取締役専務 （総合企画部、広報ＣＳＲ室、国際部、資金証券部、市場営業室担当）		
藤　堂　宗　昭	常務取締役 （総務部、リスク統括部、お客さまサービス向上室、コンプライアンス統括部担当）		（注）1.
竹　内　哲　夫	常務取締役　ＣＩＯ （人事部、事務統括部、システム部担当）	株式会社ダイキアクシス　取締役監査等委員	
河　野　治　広	常務取締役　営業本部長 （営業本部（営業戦略部、コンサルティング営業部、ダイレクト営業部、地域創生部）担当）		
平　野　志　郎	取締役監査等委員（常勤）		（注）2.
佐　伯　　要	取締役監査等委員（社外）	株式会社伊予鉄グループ代表取締役会長 松山総合開発株式会社　代表取締役会長 松山観光ゴルフ株式会社代表取締役社長	

氏　　名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
市　川　武　志	取締役監査等委員（社外）	弁護士法人松山中央法律事務所　所長	（注）3.
柳　澤　康　信	取締役監査等委員（社外）	学校法人加計学園　岡山理科大学　学長	
三　好　潤　子	取締役監査等委員（社外）	アビリティーセンター株式会社　会長	
上　甲　啓　二	取締役監査等委員（社外）		

（注）1．藤堂宗昭氏は、2020年３月31日付で常務取締役を辞任しております。
2．取締役監査等委員 平野志郎氏は、当行において財務経理部門長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．取締役監査等委員 市川武志氏は、弁護士の資格を有しております。
4．上記のとおり、常勤の監査等委員を選定しております。その理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や、会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
5．元取締役頭取の森田浩治氏が、相談役の職に就いておりますが、元頭取としての経験・知識を生かし財界活動や公益的職務などの対外的な業務に従事するのみで、取締役会や常務会をはじめとした行内の会議に出席することもなく、経営には関与しておりません。相談役としての報酬を支払っておりますが、非取締役であることに鑑み、相応の報酬といたしております。

（参考）

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏　　名	地　位　及　び　担　当
森　岡　研　二	専務執行役員　営業本部本部統括
西　本　英　世	常務執行役員　営業本部本部統括
藤　田　真　哉	常務執行役員　審査部長
山　本　憲　世	常務執行役員　本店営業部長
藤　田　康　二	常務執行役員　今治グループ長兼今治支店長兼近見支店長
伊　藤　眞　道	常務執行役員　シップファイナンス部長
長　田　　浩	常務執行役員　総合企画部長兼総合企画部関連事業室長
八　木　哲　也	執行役員　コンプライアンス統括部長
上　甲　圭治郎	執行役員　事務統括部長
近　田　和　也	執行役員　監査部長
土　居　慎　一	執行役員　八幡浜グループ長兼八幡浜支店長兼川之石支店長
菰　田　誠　志	執行役員　大阪支店長
仙　波　宏　久	執行役員　東京支店長兼市場営業室長
久　米　良　樹	執行役員　新居浜グループ長兼新居浜支店長兼登道支店長
濱　口　俊　樹	執行役員　広島支店長
木　原　光　一	執行役員　営業戦略部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位　百万円)

区　　分	支給人数	報酬等		
			基本報酬等	株式報酬
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	6名	241	185 (26)	55
監査等委員である取締役	7名	52	52 (—)	—
計	13名	293	238 (26)	55

(注) 1．基本報酬等の（　）欄は、当事業年度に係る業績連動報酬を内書きしております。
2．上記支給人数及び報酬等には、2019年６月27日開催の第116期定時株主総会において退任した監査等委員である取締役１名及び事業年度中に辞任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名に係る報酬等を含めております。
3．当行の役員の報酬等は、2015年６月26日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額330百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額85百万円以内と決議されております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、2018年６月28日開催の定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠にて株式報酬に関する報酬額として３年間で600百万円以内と決議されております。
4．当行は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、報酬と当行の業績及び株主さまの利益の連動性を高めるために、基本報酬及び業績連動報酬からなる現金報酬並びに株式報酬としております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、その客観性及び透明性を確保するために、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、行内規程に定める責務及び役割に照らして取締役頭取が個々の報酬案を策定し、代表取締役及び監査等委員である取締役で構成され、かつその過半数が社外取締役からなる任意の報酬諮問委員会である経営審議委員会での決議を経て、取締役会にて、経営審議委員会の答申内容を尊重し、決議しております。
5．監査等委員である取締役については、監査・監督業務の職務の正当性を確保する観点から、基本報酬のみとしており、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を勘案し、監査等委員の協議をもって決定しております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
平　野　志　郎	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
佐　伯　　要	
市　川　武　志	
柳　澤　康　信	
三　好　潤　子	
上　甲　啓　二	

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
取締役監査等委員 佐　伯　　要	株式会社伊予鉄グループ　代表取締役会長 （当行は同社との間で経常的な金融取引があります。） 松山総合開発株式会社　代表取締役会長 （当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同社との間で施設利用等の取引関係があります。） 松山観光ゴルフ株式会社　代表取締役社長 （当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同社との間で施設利用等の取引関係があります。）
取締役監査等委員 市　川　武　志	弁護士法人松山中央法律事務所　所長 （当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同法人との間で顧問契約を締結しております。）
取締役監査等委員 柳　澤　康　信	学校法人加計学園　岡山理科大学　学長 （当行は同法人との間で経常的な金融取引があります。）
取締役監査等委員 三　好　潤　子	アビリティーセンター株式会社　会長 （当行は同社との間で経常的な金融取引があります。また、当行グループは同社との間で人材派遣を行う等の取引関係があります。）
取締役監査等委員 上　甲　啓　二	該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
佐　伯　　要	7年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
市　川　武　志	5年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
柳　澤　康　信	4年10か月	当期開催の取締役会14回のうち11回、監査等委員会15回のうち12回に出席	学識者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
三　好　潤　子	3年10か月	当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち15回に出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。
上　甲　啓　二	10か月	就任後開催の取締役会11回のうち11回、監査等委員会11回のうち11回に出席	公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客観的な立場から必要に応じ発言を行っております。

(注)　上記取締役会等の他、経営審議委員会（年７回開催）、アドバイザリー・ボード（年２回開催）、経営計画会議（年４回開催）、総支店長会議（年１回開催）、内部監査報告会（年12回開催）、三様監査会議（年２回開催）、コンプライアンス会議（年17回開催）、ＡＬＭ委員会（年11回開催）、グループ会社定例報告会（年６回開催）等の重要会議に適宜出席し、必要に応じ発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位　百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
監査等委員である取締役	6名	30	—
報酬等の合計	6名	30	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株　式　数

発行可能株式総数　600,000千株
発行済株式の総数　323,775千株
（注）　株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　24,204名

(3) 大　株　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	47,978千株	15.14%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	16,836	5.31
日本生命保険相互会社	8,878	2.80
明治安田生命保険相互会社	8,867	2.79
住友林業株式会社	5,911	1.86
住友生命保険相互会社	5,415	1.70
伊予銀行従業員持株会	4,811	1.51
JP MORGAN CHASE BANK 385151	4,691	1.48
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,293	1.35
株式会社三菱UFJ銀行	3,988	1.25

（注）1．持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．持株比率は、自己株式（6,938,437株）を控除して計算しております。
4．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は47,978千株であります。
なお、その内訳は、信託口42,338千株、退職給付信託口5,639千株であります。
5．日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数等のうち、信託業務に係る持株数等は16,836千株であります。
なお、その内訳は、信託口16,136千株、退職給付信託口700千株であります。
6．損害保険ジャパン日本興亜株式会社は2020年４月１日に損害保険ジャパン株式会社に商号変更されております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位　百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員　川　井　一　男 指定有限責任社員　奥　田　　賢 指定有限責任社員　小　池　亮　介	87	（注）2．3．

（注）1．当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額97百万円
当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2．当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務である、内部監査態勢の有効性に係る調査業務等についての対価を支払っております。
3．監査等委員会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な情報を入手しかつ報告を受け、過年度の職務遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の会計監査計画の内容及び報酬見積の算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（2）責任限定契約

該当事項はありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、必要に応じて、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の職務の執行状況や当行の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価実施基準」に則り、会計監査人の評価を実施いたします。

6．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10．その他

会社法第459条第１項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、業績や経営環境を勘案して、安定的な配当を継続するとともに、銀行の公共的使命を念頭に置き、内部留保による財務体質の強化を図ることで経営基盤の確保に努めていくことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株につき７円とさせていただきました。なお、中間期において、中間配当金１株につき７円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は１株につき14円となりました。

第117期末（2020年３月31日現在）貸借対照表

（単位　百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**718,427**
現金	48,366
預け金	670,060
買現先勘定	**355,563**
買入金銭債権	**8,173**
商品有価証券	**727**
商品国債	727
金銭の信託	**4,948**
有価証券	**1,707,613**
国債	335,009
地方債	266,319
社債	128,460
株式	292,829
その他の証券	684,995
貸出金	**4,756,637**
割引手形	18,495
手形貸付	49,670
証書貸付	4,058,870
当座貸越	629,600
外国為替	**10,741**
外国他店預け	10,322
買入外国為替	18
取立外国為替	400
その他資産	**102,789**
前払費用	808
未収収益	6,643
金融派生商品	13,048
金融商品等差入担保金	9,363
その他の資産	72,924
有形固定資産	**71,154**
建物	17,034
土地	49,157
リース資産	1,249
建設仮勘定	421
その他の有形固定資産	3,290
無形固定資産	**8,051**
ソフトウエア	6,122
その他の無形固定資産	1,929
前払年金費用	**20,597**
支払承諾見返	**26,382**
貸倒引当金	**△26,847**
資産の部合計	**7,764,961**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**5,265,664**
当座預金	273,654
普通預金	2,664,828
貯蓄預金	94,787
通知預金	21,020
定期預金	2,018,836
定期積金	16,495
その他の預金	176,040
譲渡性預金	**488,731**
コールマネー	**217,618**
売現先勘定	**30,357**
債券貸借取引受入担保金	**198,436**
借用金	**764,056**
借入金	764,056
外国為替	**295**
外国他店預り	21
売渡外国為替	248
未払外国為替	25
信託勘定借	**28**
その他負債	**53,847**
未決済為替借	9
未払法人税等	2,925
未払費用	3,285
前受収益	1,924
給付補填備金	1
金融派生商品	14,527
金融商品等受入担保金	3,672
リース債務	1,347
資産除去債務	44
その他の負債	26,107
賞与引当金	**1,494**
退職給付引当金	**13,002**
睡眠預金払戻損失引当金	**2,393**
偶発損失引当金	**591**
株式報酬引当金	**192**
繰延税金負債	**56,242**
再評価に係る繰延税金負債	**9,637**
支払承諾	**26,382**
負債の部合計	**7,128,972**
（純資産の部）	
資本金	**20,948**
資本剰余金	**10,480**
資本準備金	10,480
利益剰余金	**427,390**
利益準備金	20,948
その他利益剰余金	406,442
圧縮記帳積立金	2,048
別途積立金	384,594
繰越利益剰余金	19,799
自己株式	**△6,611**
株主資本合計	**452,208**
その他有価証券評価差額金	**163,329**
繰延ヘッジ損益	**792**
土地再評価差額金	**19,315**
評価・換算差額等合計	**183,437**
新株予約権	**343**
純資産の部合計	**635,989**
負債及び純資産の部合計	**7,764,961**

第117期 （2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで） 損益計算書

（単位　百万円）

科目	金額	
経常収益		**106,398**
資金運用収益	**79,406**	
貸出金利息	54,554	
有価証券利息配当金	23,323	
コールローン利息	19	
買現先利息	△6	
預け金利息	393	
その他の受入利息	1,121	
信託報酬	**2**	
役務取引等収益	**13,830**	
受入為替手数料	3,901	
その他の役務収益	9,929	
その他業務収益	**6,871**	
外国為替売買益	2,935	
国債等債券売却益	3,405	
金融派生商品収益	530	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**6,287**	
償却債権取立益	745	
株式等売却益	3,233	
金銭の信託運用益	515	
その他の経常収益	1,792	

（単位　百万円）

科目	金額	
経常費用		**79,816**
資金調達費用	**13,206**	
預金利息	4,313	
譲渡性預金利息	105	
コールマネー利息	400	
売現先利息	716	
債券貸借取引支払利息	1,864	
借用金利息	1,279	
金利スワップ支払利息	4,462	
その他の支払利息	64	
役務取引等費用	**6,718**	
支払為替手数料	1,180	
その他の役務費用	5,538	
その他業務費用	**1,395**	
商品有価証券売買損	12	
国債等債券売却損	1,383	
営業経費	**49,065**	
その他経常費用	**9,429**	
貸倒引当金繰入額	7,350	
株式等売却損	1,387	
株式等償却	352	
金銭の信託運用損	10	
その他の経常費用	328	
経常利益		**26,581**
特別利益		**39**
固定資産処分益	39	
特別損失		**994**
固定資産処分損	135	
減損損失	858	
税引前当期純利益		**25,626**
法人税、住民税及び事業税	**6,961**	
法人税等調整額	**162**	
法人税等合計		**7,123**
当期純利益		**18,502**

第117期末（2020年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位　百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	719,086
買現先勘定	355,563
買入金銭債権	8,173
商品有価証券	727
金銭の信託	7,074
有価証券	1,713,574
貸出金	4,733,091
外国為替	10,741
リース債権及びリース投資資産	33,803
その他資産	119,495
有形固定資産	72,229
建物	17,234
土地	49,318
リース資産	701
建設仮勘定	421
その他の有形固定資産	4,553
無形固定資産	8,048
ソフトウエア	6,116
その他の無形固定資産	1,932
退職給付に係る資産	18,734
繰延税金資産	199
支払承諾見返	26,382
貸倒引当金	△31,374
資産の部合計	7,795,554

科目	金額
（負債の部）	
預金	5,246,611
譲渡性預金	482,131
コールマネー及び売渡手形	217,618
売現先勘定	30,357
債券貸借取引受入担保金	198,436
借用金	770,378
外国為替	295
信託勘定借	28
その他負債	64,935
賞与引当金	1,649
退職給付に係る負債	12,487
睡眠預金払戻損失引当金	2,393
偶発損失引当金	591
株式報酬引当金	192
特別法上の引当金	2
繰延税金負債	59,577
再評価に係る繰延税金負債	9,637
支払承諾	26,382
負債の部合計	7,123,706
（純資産の部）	
資本金	20,948
資本剰余金	14,578
利益剰余金	433,082
自己株式	△5,131
株主資本合計	463,478
その他有価証券評価差額金	166,775
繰延ヘッジ損益	792
土地再評価差額金	19,315
退職給付に係る調整累計額	△650
その他の包括利益累計額合計	186,233
新株予約権	343
非支配株主持分	21,792
純資産の部合計	671,848
負債及び純資産の部合計	7,795,554

第117期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）連結損益計算書

（単位　百万円）

科目	金額	
経常収益		**126,506**
資金運用収益	**79,601**	
貸出金利息	54,472	
有価証券利息配当金	23,594	
コールローン利息及び買入手形利息	19	
買現先利息	△6	
預け金利息	393	
その他の受入利息	1,128	
信託報酬	**2**	
役務取引等収益	**15,403**	
その他業務収益	**25,344**	
その他経常収益	**6,153**	
償却債権取立益	752	
その他の経常収益	5,401	
経常費用		**97,093**
資金調達費用	**13,226**	
預金利息	4,312	
譲渡性預金利息	104	
コールマネー利息及び売渡手形利息	400	
売現先利息	716	
債券貸借取引支払利息	1,864	
借用金利息	1,299	
その他の支払利息	4,529	
役務取引等費用	**5,190**	
その他業務費用	**17,038**	
営業経費	**51,653**	
その他経常費用	**9,983**	
貸倒引当金繰入額	7,244	
その他の経常費用	2,739	
経常利益		**29,413**
特別利益		**39**
固定資産処分益	39	
特別損失		**1,060**
固定資産処分損	128	
減損損失	931	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		**28,392**
法人税、住民税及び事業税	**7,866**	
法人税等調整額	**233**	
法人税等合計		**8,099**
当期純利益		**20,292**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1,370**
親会社株主に帰属する当期純利益		**18,922**

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

株式会社 伊 予 銀 行
取締役会　御　中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　井　一　男　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　田　　賢　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　池　亮　介　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社伊予銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

株式会社 伊 予 銀 行
取締役会　御　中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　井　一　男　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥　田　　賢　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　池　亮　介　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社伊予銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊予銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の監査部その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年５月26日

株式会社 伊予銀行 監査等委員会

監査等委員　平　野　志　郎　㊞

監査等委員　佐　伯　　要　㊞

監査等委員　市　川　武　志　㊞

監査等委員　柳　澤　康　信　㊞

監査等委員　三　好　潤　子　㊞

監査等委員　上　甲　啓　二　㊞

（注）監査等委員 佐伯　要氏、市川武志氏、柳澤康信氏、三好潤子氏、上甲啓二氏は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場

伊予銀行本店 4階ホール

松山市南堀端町1番地

お土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。